

国立大学法人東京農工大学共同利用設備利用料取扱細則の一部改正

| 現行   | 改正  | 改正理由 |
|--|---|------|
| <p>本則</p> <p>(略)</p> <p>(共同利用設備及び利用料単価)</p> <p>第3条 共同利用設備及びその利用料単価は、<u>別表第1に定めるところによる。ただし、本学と連携協力協定を締結している機関（運営委員会が必要と認めた機関に限る。）の者が共同利用設備を利用する場合は、学内の者の利用料単価とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表第1（第3条関係） (略)</p> | <p>本則</p> <p>(略)</p> <p>(共同利用設備、<u>利用料単価及び前払い基本料金</u>)</p> <p>第3条 共同利用設備、<u>その利用料単価及び前払い基本料金は、国立大学法人東京農工大学共同利用設備の利用料単価及び前払い基本料金等に関する要領で定めるものとする。ただし、本学と連携協力協定を締結している機関（運営委員会が必要と認めた機関に限る。）の者が共同利用設備を利用する場合は、学内の者の利用料単価とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p> |      |

附 則（令和2年7月20日細則第12号）  
この細則は、令和2年7月20日から施行する。